

江南の水道

No.8
平成27年9月

発行：江南市水道部水道課 〒483-8018 江南市般若町中山146番地 TEL (0587)53-3511 FAX (0587)53-3514
ホームページアドレス http://www.city.konan.lg.jp/suido/sd_top.html

平成26年度より基幹管路更新事業に着手しました

江南市水道施設概要図



江南市水道事業は、昭和50年3月に事業創設認可を受け、給水を開始しました。

市内の基幹管路は事業創設当初に建設されたものが大部分を占め、法定耐用年数(40年)を経過しつつあり、更新時期を迎えております。

また、管路の大部分は耐震適合しておらず、発生が懸念される大規模地震災害に備え、管路更新に併せ耐震化していく必要があります。

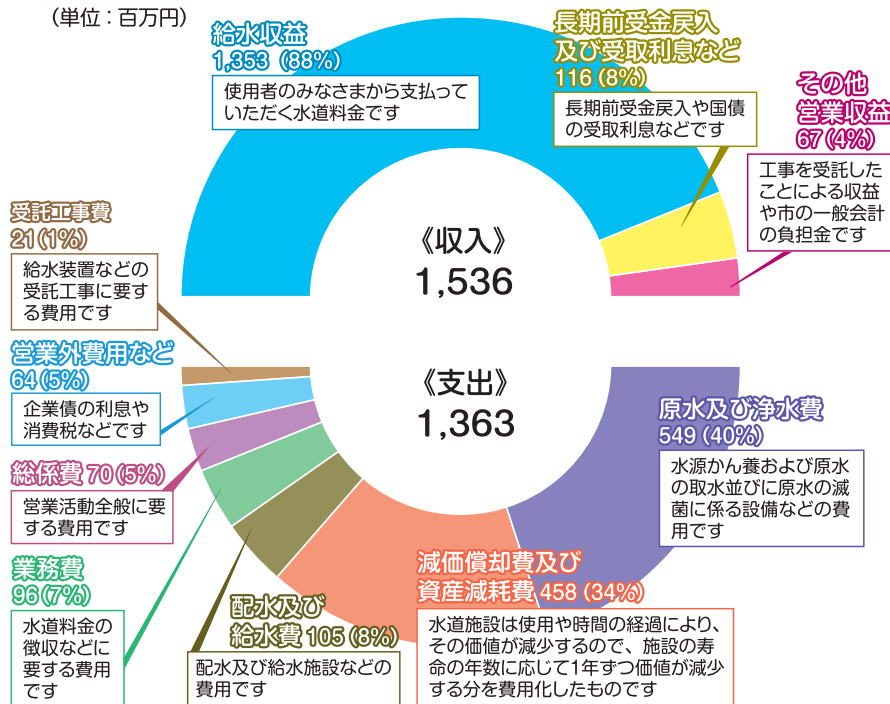
江南市水道事業では管路の現状分析を行い、老朽化・地震災害による被害を想定したうえで、計画的に「基幹管路更新事業」を進めてまいります。

江南市水道事業 平成 27 年度 当初予算

水道事業は、みなさまからお支払いいただく水道料金を主な財源として経営しています。今後とも経費削減などの効率的な運営を目指し、安心・安全な水をみなさまにお届けできるよう努力してまいります。

収益的収支 水をお届けするための経費と財源

(単位：百万円)



平成 27 年度の主な事業

平成 26 年度の基幹管路更新基本計画の策定に続いて、基幹管路更新基本設計を進め、耐震適合していない基幹管路の耐震化を効果的かつ効率的に進めてまいります。

用語解説

収益的収支と資本的収支

地方公営企業である水道事業の予算は、関係法令に基づき収益的収支と資本的収支に区分し、予算の内容を明確にしています。

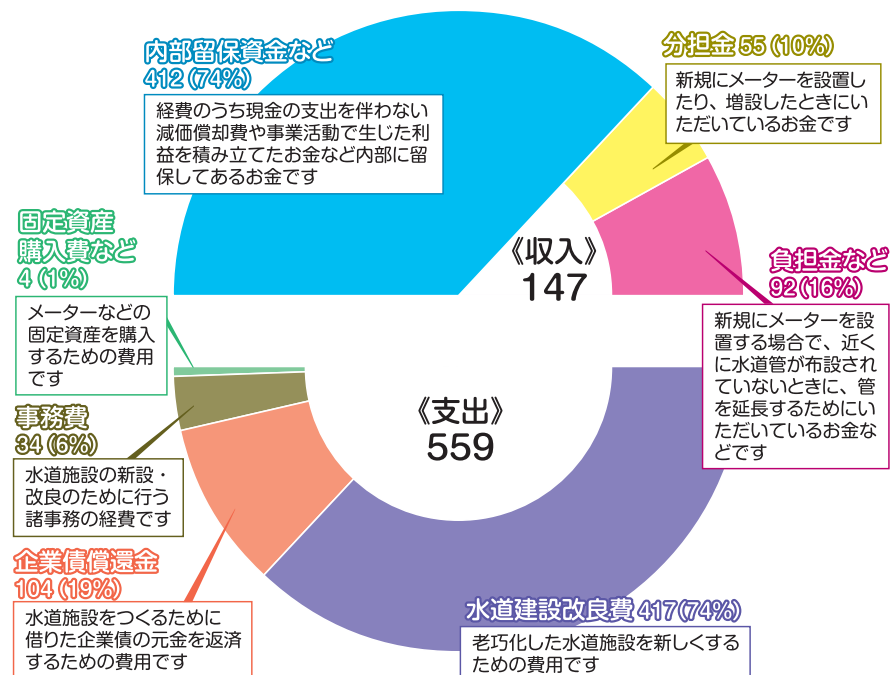
収益的収支は、当該年度の経常的な営業活動に伴う損益に関する収入・支出であり、事業活動の計画としての損益予算です。

資本的収支は、主として将来の経営活動に備えて行う施設整備計画、企業債償還計画のための資金予算であり、収益的収支に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うものが計上されます。

資本的収支の不足する財源については、営業活動で確保された現金支出を伴わない減価償却費などの、内部に留保された資金で補てんすることとなっています。

資本的収支 水道施設を整備・拡充するための経費と財源

(単位：百万円)



水質検査結果のお知らせ

水道事業では水道法第 20 条及び同法施行規則第 15 条に基づき、安全で快適な水道水が供給できるよう水質検査計画を策定し、水質検査を実施しています。

平成 26 年度の結果はすべて良好な結果でした。ホームページではより詳細な内容をご覧くださいことができます。

(http://www.city.konan.lg.jp/suido/sd_suisitu.html)

これらの結果から、地下水と犬山浄水場を経て供給されている水からなる江南市の水道水は、安全であると考えられます。



	検査項目	水質基準	下般若系 給水栓平均値	後飛保系 給水栓平均値
1	一般細菌	1m ² 中の集落数100以下	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.05mg/ℓ以下	<0.005	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	0.9	5.9
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	0.07	0.07
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	<0.02	<0.02
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	<0.001	<0.001
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	<0.001	0.001
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	<0.06	<0.06
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	0.012	<0.001
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/ℓ以下	<0.004	<0.004
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.003	<0.001
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.022	0.002
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/ℓ以下	0.006	<0.003
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	0.006	<0.001
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	0.001	0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	<0.003	<0.003

	検査項目	水質基準	下般若系 給水栓平均値	後飛保系 給水栓平均値
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	<0.005	<0.005
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	<0.02	<0.02
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	<0.01	<0.01
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	<0.001	0.004
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	7.4	13
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	<0.005	<0.005
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	6.4	9.5
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下	28	87
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	68	184
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	<0.02	<0.02
42	ジオスミン	0.00001mg/ℓ以下	<0.000001	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	<0.002	<0.002
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下	0.5	<0.3
47	pH値	5.8～8.6	7.0	6.9
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	<0.5	<0.5
51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1
	遊離残留塩素	0.1mg/ℓ以上	0.24	0.32

健康に関する項目

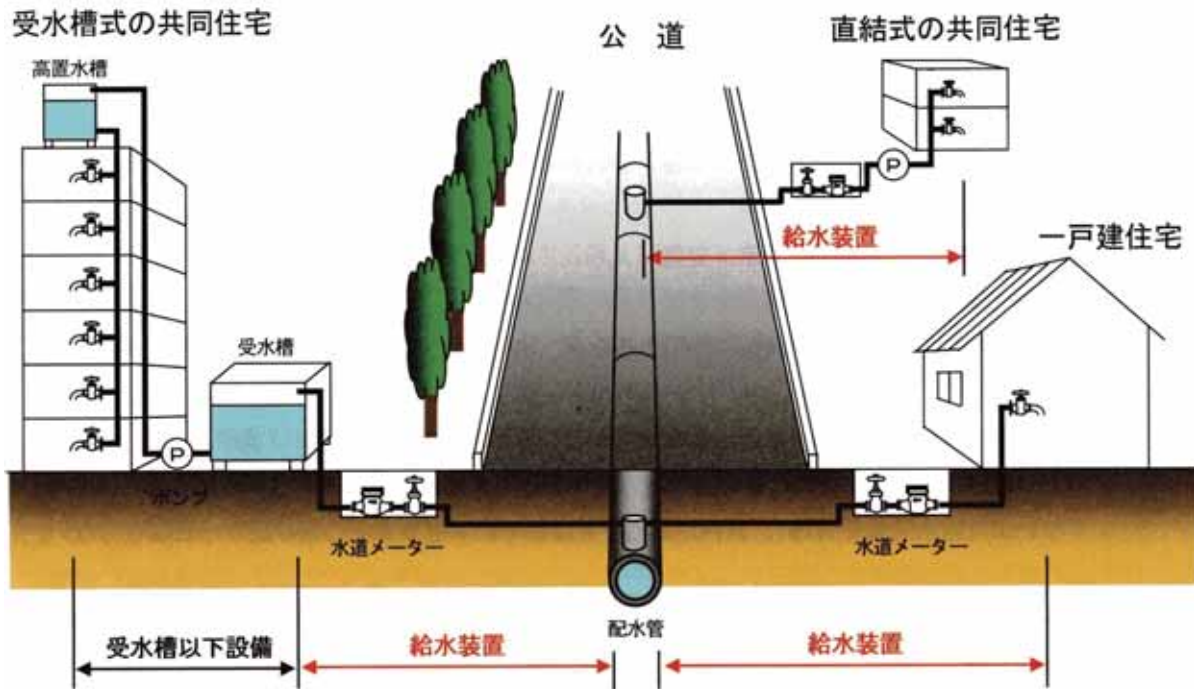


全ての項目において、
水質基準に適合しています。

給水装置は皆さんの財産です

道路には配水管が埋められており、この管から家庭に引き込まれた水道管が給水管です。この給水管と、これに取り付けられている水道メーター、じゃ口などの器具をまとめて『給水装置』と呼びます。マンションやアパートで受水槽（タンク）が取り付けられている場合は、この受水槽の入り口までを『給水装置』と呼びます。

給水装置（水道メーターは除く）はみなさんの財産です。給水装置の新設や修理が必要になった場合、その費用はご自分で負担していただくことになります。ただし、公道部分から水道メーターまでの給水装置に不具合があれば市が修理いたしますので、水道課までご相談ください。



水道メーターについてのお願い

水道メーターの検針や修理のために、ご家庭の敷地内に立入ることがありますので、ご了承ください。下記の事項についても、ご協力をお願いします。



愛犬はメーターボックスから離れたところに、必ずつないでください。



メーターボックスの上に駐車したり、荷物などを置かないでください。



メーターボックスの中は、いつもきれいにしておきましょう。



メーターが床下や屋内になる場合は、検針しやすい場所へメーターボックスを移してください。

お問い合わせ先：TEL (0587) 53-3511 まで